

令和3年大崎上島町議会（第1回）臨時会会議録（第2号）

1 令和3年4月13日大崎上島町議会臨時会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-------|----|--------|
| 1番 | 閑田大祐 | 2番 | 森若 厳 |
| 3番 | 渡辺年範 | 4番 | 浜田幸造 |
| 6番 | 進藤雅通 | 7番 | 水橋直行 |
| 8番 | 森 ルイ | 9番 | 上青木 至 |
| 10番 | 尾尻康二 | | |

3 欠席した議員は次のとおりである。

5番 信谷俊樹

4 会議録署名議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 閑田大祐 | 2番 | 森若 厳 |
|----|------|----|-------|

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|----|-------|
| 議会事務局長 | 川野義彦 | 書記 | 角本奈緒子 |
|--------|------|----|-------|

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 町 長 | 高田幸典 | 副町長 | 望月邦彦 |
| 教育長 | 西田光也 | 総務課長 | 山本秀樹 |
| 企画課長 | 川本亮之 | 税務課長 | 平道龍二 |
| 住民課長 | 柿本賢士 | 会計課長 | 亀井成美 |
| 福祉課長 | 池田真二 | 保健衛生課長 | 竹下良二 |
| 地域経営課長 | 坂田 誠 | 建設課長 | 藤原通伸 |
| 上下水道課長 | 河田昭司 | 教育課長 | 有田芳徳 |

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

| | |
|-----|------------------------------|
| 第 1 | 常任委員会委員の選任 |
| 第 2 | 議会運営委員会委員の選任 |
| 第 3 | 広報調査特別委員会の設置 |
| 第 4 | 選挙第 3号 広島中央環境衛生組合議員の選挙 |
| 第 5 | 選挙第 4号 広島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙 |
| 第 6 | 承認第 3号 専決処分した事件の承認を求めることについて |

- 第 7 承認第 4号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第 8 承認第 5号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第 9 承認第 6号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第10 承認第 7号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第11 承認第 8号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第12 承認第 9号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 第13 議案第38号 大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第14 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（尾尻康二君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりでございます。

○議長（尾尻康二君） 日程第1、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、総務福祉文教常任委員会委員に閑田大祐議員、渡辺年範議員、進藤雅通議員、水橋直行議員、森 ルイ議員、産業建設常任委員会委員に森若 巖議員、浜田幸造議員、信谷俊樹議員、上青木 至議員、尾尻康二議員を指名したいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はただいま指名しました方を選任することに決定いたしました。

なお、総務福祉文教常任委員会委員長に閑田大祐議員、副委員長に渡辺年範議員、産業建設常任委員会委員長に森若 巖議員、副委員長に上青木 至議員が決定しています。

○議長（尾尻康二君） 日程第2、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、閑田大祐議員、森若 巖議員、渡辺年範議員、上青木 至議員を指名したいと思えます。ご異議

ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はただいま指名しました方を選任することに決定いたしました。

なお、委員長に渡辺年範議員、副委員長に上青木 至議員が決定しています。

○議長（尾尻康二君） 日程第3、広報調査特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。

委員会条例第6条の規定により議会の広報に関することについて、議員6名で構成する広報調査特別委員会を設置し、これに付託して調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議員6名で構成する議会広報調査特別委員会を設置し、これに付託して議会の広報に関することについて調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま設置されました広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、森若 徹議員、浜田幸造議員、進藤雅通議員、水橋直行議員、森ルイ議員、上青木 至議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） さっき総務委員会の選任のときもそうだったんですけども、名前を間違えるというのは非常に失礼ですよ、訂正してください。

○議長（尾尻康二君） 大変失礼しました。

進藤（しんとう）雅通議員です。訂正したいと思います。

指名についてご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方を広報調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、委員長に水橋直行議員、副委員長に浜田幸造議員が決定しています。

○議長（尾尻康二君） 日程第4、選挙第3号広島中央環境衛生組合議員の選挙を行います。

本選挙については、広島中央環境衛生組合同規約第5条の規定により2名を選出するもの

です。任期は議員の任期によることとなっています。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

広島中央環境衛生組合議員に尾尻康二議員、水橋直行議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました尾尻康二議員、水橋直行議員を広島中央環境衛生組合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました尾尻康二議員、水橋直行議員が広島中央環境衛生組合議員に当選されました。

ただいま広島中央環境衛生組合議員に当選されました尾尻康二議員、水橋直行議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

○議長（尾尻康二君） 日程第5、選挙第4号広島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙を行います。

本選挙については、広島県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により1名を選出するものです。任期は議員の任期によることとなっています。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議員に尾尻康二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました尾尻康二議員を広島県後期高齢者医療広域連合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました尾尻康二議員が広島県後期高齢者医療広域連合議員に当選されました。

ただいま広島県後期高齢者医療広域連合議員に当選されました尾尻康二議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

○議長（尾尻康二君） 日程第6、承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

規制改革実施計画における押印を求める手続の見直し等による行政不服審査法施行令の改正に伴い、大崎上島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正し施行する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご承認くださ

いますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 大崎上島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の主な改正点について説明いたします。

行政不服審査法施行令の改正に伴い、第4条審査の申出において、第4項の審査申出人の押印規定を削除、項ずれの改正を、第8条口頭審理において、第5項中署名押印の見直しによる改正を行い、所要の規定の整備を行ったものです。

以上です。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ちょっと教えてください。

押印に関する文言の削除ということですが、例えば本人の自筆のサインだった場合にはオーケーであるとか、名前も自筆じゃなくてプリントされたものだったりとか、そういった場合の扱いとかについてはどうなるのでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 規定の改正の内容については、そのあたりはまだ明記されていないので、確認は取っていないんですが、全ての行政手続に対して押印を求める手続について見直しを行ったということで、まだ詳細については確認はしておりません。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） じゃあ、副町長もしくは総務課長あたりにお伺いしたいんですけども、その辺の規定について何かご検討されておられますか。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 閑田議員のご質問にお答えします。

全ての規則、明記とかについて署名ということなので、そちらのほうで検討をしているところがございます。

○議長（尾尻康二君） よろしいですか。

○1番（閑田大祐君） はい。

○議長（尾尻康二君） これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第3号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第7、承認第4号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第4号専決処分した事件の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、大崎上島町税条例の一部を改正し施行する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 大崎上島町税条例等の一部を改正する条例の主な改正点について説明いたします。

個人住民税関係では、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの厳格化、住宅借入金特別税額控除の特例の延長及び対象の拡充を行い、短期退職所得課税の適正化

及び地方税務手続のデジタル化推進として、源泉徴収関係書類の電子提出に係る税務署長の承認の廃止を行っています。

固定資産税関係では、令和5年度まで土地の下落修正を行う負担修正措置を継続し、令和3年度に限り税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置を講じることとしています。

軽自動車税については、環境性能割税率1%分を軽減する臨時的軽減の適用期限を9か月延長し令和3年12月31日とするとともに、電気自動車等に適用される種別割のグリーン化特例についても2年間延長しています。

そのほか、法律の改正に合わせて字句修正等、所要の規定の整備を行っております。以上です。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第4号専決処分した事件の承認を求めることについて採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第8、承認第5号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第5号専決処分した事件の承認を求めることについてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に対する国の財政支援に関し、令和3年3月12日、厚生労働省老健局介護保険計画課から事務連絡が発出され、令和3年度も減免措置が継続して行われることに伴い、大崎上島町介護保険条例の一部を改正し施行する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例の主な改正点について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に対する国の財政支援に関し、厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡が発出され、令和3年度における取扱いについて介護保険料の減免措置が令和3年度も継続して行われることに伴い、条例の一部を改正したものです。

主な改正内容は、保険料の減免を行う納期限について、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に、新型コロナウイルス感染症の定義を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」に改正したものです。

以上です。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第5号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第9、承認第6号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第6号専決処分した事件の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、大崎上島町指定居宅介護事業支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正し施行する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 大崎上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の主な改正点について説明いたします。

指定居宅介護支援サービスの運営基準等については、厚生労働省令を基準として定めることとされており、当該省令が令和3年1月25日厚生労働省令第9号により改正されたことに伴い、条例の一部を改正したものです。

主な改正内容は、居宅介護支援事業者がケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月前に作成した居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護等の各サービスが位置づけられた居宅サービス計画が占める割合等を利用者に説明を行うことを加え、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業者単位で抽出するなどの点検検証の仕組みを導入することとし、あわせて改正項目の高齢者虐待防止の推進、会議や多職種連携におけるICTの活用、感染症対策の強化、記録の保存等に関わる見直し等の基準を改正したものです。

以上です。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第6号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第10、承認第7号専決処分した事件の承認を求めることに

ついてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第7号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に交付され、同年4月1日から施行されることに伴い、大崎上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正し施行する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 大崎上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の主な改正点について説明いたします。

指定地域密着型サービスの運営基準等については、厚生労働省令を基準として定めるとされており、当該省令が令和3年1月25日厚生労働省令第9号により改正されたことに伴い、条例の一部を改正したものです。

主な改正内容は、地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること、災害時の訓練については、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこと、認知症対応型共同生活介護事業所において人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、共同生活住居ごとに1名以上の配置から事業所ごとに1名以上の配置に改正するとともに、全ての介護従事者に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることに加え、あわせて改正項目の高齢者虐待防止の推進、会議や多職種連携におけるICTの活用、感染症対策の強化、記録の保

存等に係る見直し等の基準を改正したものです。

以上です。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第7号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認することに決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第11、承認第8号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第8号専決処分した事件の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に交付され、同年4月1日から施行されることに伴い、大崎上島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正し施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らか

であると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 大崎上島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の主な改正点について説明いたします。

指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等については、厚生労働省令を基準として定めることとされており、当該省令が令和3年1月25日厚生労働省令第9号により改正されたことに伴い、条例の一部を改正したものです。

主な改正内容は、介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、夜勤職員体制について人材の有効活用を図る観点から、共同生活住居の数が3つの場合であり、共同生活住居が同一階に隣接しており、介護従事者が円滑に利用者の状況把握を行い速やかな対応が可能な構造で安全対策を取っていることを要件に、夜勤職員を2人以上とすることができること、及び全ての介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることを加え、あわせて改正項目の高齢者虐待防止の推進、会議や多職種連携におけるICTの活用、感染症対策の強化、記録の保存等に係る見直し等の基準を改正したものです。

以上です。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第8号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は承認することに決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第12、承認第9号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第9号専決処分した事件の承認を求めることについて提案説明を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に交付され、同年4月1日から施行されることに伴い、大崎上島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正し施行する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 大崎上島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の主な改正点について説明いたします。

指定介護予防支援等の運営基準等については、厚生労働省令を基準として定めることとされており、当該省令が令和3年1月25日厚生労働省令第9号により改正されたことに伴い、条例の一部を改正したものです。

主な改正内容は、指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制整備、研修の実施を講じること、指定介護予防支援事業所に感染症の発生及び蔓延等に関する措置として、テレビ電話装置等を活用して委員会を行うこと、感染症の予防及び蔓延防止のための指針の整備、研修や訓練を実施すること、各種会議等について感染防止や多職種連携の促進の観点から、利用者等が参加せず実施する会議等についてテレビ電話等を活用しての実施を認め、利用者等が参加して実施する会議等について利用者等の同意を得た上でテレビ電話等を活用しての実施を認めること、介護予防支援事業者における諸記録の作成、保存等について電磁的な対応を行うことができるものを加えたものです。

以上です。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第9号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号は承認することに決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第13、議案第38号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第38号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

監査委員2名のうち1名は、地方自治法第196条第1項の規定により議会議員の中から議会の同意を得て選任することとなっております。本案は監査委員に町議会議員信谷俊樹氏を選任することについて、同法の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和3年4月13日から令和7年3月31日までといたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第38号大崎上島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり

同意することに決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第14、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の承認についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会における事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和3年第1回大崎上島町議会臨時会を閉会します。

午前9時41分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員